

学校いじめ防止基本方針

平成29年4月

会津美里町立新鶴小学校

会津美里町立新鶴小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定

○ はじめに

会津美里町立新鶴小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年）10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

（平成25年いじめ防止対策推進法第2条における定義より）

<具体的ないじめの様態(例)>

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きされたり、捨てたりされる。
 - ・ くつに画鋲やガムを入れられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

【基本理念】

- (1) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (2) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対にゆるされない」という意識を子どもも大人ももつ。
- (3) いじめに関する事案の対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに行う。

【いじめの禁止】

- 児童はいじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

- 本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校教育目標「たくましい体と豊かな心をもつ生き生きとした子どもを育てる」の具現化を目指すため、人をいたわる心や思いやりの心をもつ子どもの育成に組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力や素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者および地域住民その他関係機関との連携を図り、いじめ防止に資する、児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめ防止のための情報モラル教育を計画的に推進する。
- (5) 児童一人一人が活躍できる集団作りを進めるために、居場所作りや絆作りをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- (6) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ調査

いじめを早期に発見するため、次の通り実施する。

- ① 児童アンケート 年2回（6月 10月）
- ② 児童との教育相談 6月
- ③ 保護者との個別懇談 11月

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 会津美里町「子どもと親の相談員」の活用
- ③ いじめ相談窓口（相談箱）の設置

(3) 情報交換体制の確立

児童に関する情報共有のため、次の通り実施する。

- ① 生徒指導協議会 4・6・9・11・2月

4 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織で直ちに情報を共有し、校長以下組織的な対応を行う。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。

【いじめられた児童・保護者に対して】

- ① いじめられている児童には「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。
- ② 個人情報等の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日の内に迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して児童を守り抜くことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤ 児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

【いじめた児童・保護者に対して】

- ① 複数の教職員が連携して、いじめをやめさせる措置をとる。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に関する理解を得た上で、対応を適切に行うことができるよう協力を求める。
- ④ 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 個人情報等の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥ いじめを見ていた児童にも自分の問題として考えとらえさせ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って町教育委員会に報告する。
また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会（いじめ根絶チーム）」を設置する。

【構成員】

校長、教頭、教務、生徒指導主事、いじめ根絶チーム、教育相談担当

※ いじめ事案の状況により、町教育委員会と話し合いの上、警察（会津若松警察署美里分庁舎）や警察経験者（スクールサポーター）、児童相談所等と連携を図る。

【活動】

- ① いじめの防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること

【開催】

- ① 会議は、年2回を原則とし、その他必要に応じて、校長が招集する。
- ② 会議の内容は、職員会等で連絡する。

(2) 校外における組織

- ① 新鶴中学校区学校改善委員会
年2回開催し、学区内の情報共有及び経営助言を得る。
- ② 町生徒指導推進会議
年3回開催し、情報交換や連携を図る。
- ③ 新鶴地区小・中学校PTA役員連絡協議会
年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。

6 重大事態への対処

【重大事態】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき○ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき |
|---|

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- 「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、いじめによる年間30日を目安にしているが、日数のみに限らず、児童生徒の状況等、個々のケースの実態を十分に把握する。

重大事態が発生した場合、または、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、町教育委員会と連携して対処、または再発防止に努める。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する。

いじめの早期発見に関する取り組み

- (2) より実効性の高い取り組みを実施するため、本方針は必要に応じて見直す。